

キャッチアップ法改正

with 社労士試験 年金博士・北村庄吾の最短最速非常識合格法

社労士試験は毎年法改正が多岐にわたるため、独学でそれをフォローしていくのは困難です。この連載では、大小さまざまな改正の中から、試験対策上重要な法改正を中心に解説します。掲載順は科目講座の進行とは関係なく、すでに確定している重要改正から紹介していきます。

第1回/全8回

YouTube チャンネルで
詳しく解説！



YouTube チャンネル「社労士試験 年金博士・北村庄吾の最短最速非常識合格法」にて、当連載の動画解説を行っています。ぜひご覧ください！（左のQRコードからアクセスできます）

社会保険労務士

北村 庄吾

(CHRO プレイン社会保険労務士法人)

執筆・校正協力：社会保険労務士 江村 篤子



◆はじめに

2027（令和9）年の社労士試験合格を目指す皆さん、こんにちは！

今回からスタートする連載では、次回の本試験で目玉となることが確実な法改正について解説していきます。第1回は、労務管理その他の労働に関する一般常識を紹介します。この記事を読んで法改正を「法快晴」にしましょう。

▶1. 労働施策総合推進法 2026（令和8）年4月1日施行

職場における**治療と就業の両立を支援**するため、事業主に対し必要な措置を講じ、体制を整備することが**努力義務として新設**されました。例えば、がん治療や人工透析等を受けながら働く労働者への支援は、近年重要な課題となっています。（第27条の3）

新設

第八章 治療と就業の両立支援

第二十七条の三 事業主は、疾病、負傷その他の理由により治療を受ける労働者について、就業によつて疾病又は負傷の症状が**増悪**すること等を防止し、**その治療と就業との両立**を支援するため、当該**労働者からの相談**に応じ、適切に対応するために**必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない**。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針（以下この条において「治療と就業の両立支援指針」という。）を定め、これを公表するものとする。

3 治療と就業の両立支援指針は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第七十条の二第一項に規定する指針と調和が保たれたものでなければならない。

4 厚生労働大臣は、治療と就業の両立支援指針に従い、事業主又はその団体に対し、必要な**指導、援助等を行うことができる**。

▶2. 女性活躍推進法 2026（令和8）年4月1日施行

時限立法だった女性活躍推進法は、今回の改正により、2036（令和18）年3月31日まで**10年間延長**されました。

女性の職業生活における活躍の推進に当たり留意すべき事項として、基本原則（第2条）に**女性の健康上の特性**が追加されました。月経、妊娠、出産、不妊治療、更年期、女性特有